

工事の情報共有システム活用要領

1 総則

1-1 目的

情報共有システム^{※1}の活用は、県営農林水産部事業等の発注工事における「受発注者間のコミュニケーションの円滑化」、「受発注者の事務負担の軽減」等を図り、工事の適正な履行を確保することを目的とする。

1-2 情報共有システムの要件

情報共有システムは、**別表1**の機能を満たすものでなければならない。

1-3 情報共有システムの利用上の留意点

(1) 情報共有システムの契約

ア 受注者は、本工事で使用する情報共有システムを選定し、監督職員と協議し承諾を得なければならない。

イ 情報共有システムのサービス提供者^{※2}との契約は、受注者が行うものとする。

(2) 関係者への利用権限の付与、利用の習慣化

利用者^{※3}は、2-2による登録を経て、アカウント（ID、パスワード）を得た時点から利用権限を付与されたものとする。アカウントを得た利用者は、情報共有システムの利用に努めるものとする。

(3) アカウントの管理の徹底

アカウントが第三者に渡ると、工事関係書類の漏洩や、改ざん等の恐れがあるため、利用者は、アカウントの管理を徹底するものとする。なお、パスワードは、利用者ごとに設定するものとする。

1-4 受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約内容

受注者と情報共有システムのサービス提供者との契約については、次の内容を含めた契約を行うものとする。

(1) サービス提供者は、情報共有システムに関する障害を適正に処理、解決できる体制及びヘルプデスク等を通じて問合せ及び要望に応える体制を整えること。

(2) サービス提供者は、善良なる管理者の注意をもってしても防御し得ない不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止などがあった場合、速やかに受注者に連絡を行い、適正な処理を行うこと。

※1 情報通信技術を活用し、受発注者間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

※2 インターネットを介して情報共有システムのサービスを提供している民間事業者等をいう。

※3 情報共有システムを使用して工事帳票の「協議」、「報告」の処理を行う受発注者及び保存された電子データの閲覧を行う受発注者をいう。

- (3) (2) の場合において、サービス提供者に重大な管理瑕疵があると発注者若しくは受注者が判断した場合、又は復旧若しくは処理対応が不適切な場合には、受注者は、サービス提供者と協議の上、情報共有システムの利用契約を解除することができること。
- (4) サービス提供者が定める約款等より、本実施要領が優先すること。

1-5 費用

情報共有システムの利用に係る費用は、以下のとおりとする。

- (1) 情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料）は、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれるものとする。
- (2) 情報共有システムの操作に係る研修（発注者も含まれる場合に限る）や緊急時の対応等に費用が生じた場合は、別途監督職員と協議するものとする。

2 準備

2-1 情報共有システム利用環境

情報共有システムの利用環境及びセキュリティ要件は、**別表2**及び**別表3**によるものとする。また、受注者は、以下の確認等を行うものとする。

(1) 通信回線の確認

受注者は、現場事務所等におけるADSLや光ファイバ、高速モバイル回線等の通信速度及び実効速度等について確認し、利用できる体制を整えるものとする。なお、環境を整えることが不可能な場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 対応ウェブブラウザの確認

受注者は、使用するウェブブラウザについて確認し、利用できる体制を整えるものとする。

(3) セキュリティの確認

受注者は、情報共有システムに係るデータの保管やサイバー攻撃、不正アクセス等に対するセキュリティ対策及び要件について、サービス提供者に確認するものとする。

2-2 利用者の決定

受発注者は、契約した情報共有システムの操作手順に従い、利用者の役職・氏名・メールアドレス等の情報を登録するものとする。

3 情報共有システムの利用

3-1 情報共有システムで扱う工事関係書類

(http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_1836.html) に掲げる書類とする。

3-2 個人情報等の扱い

個人情報等が含まれる機密性の高い資料等は、情報共有システム内で取り扱ってはならない。

3-3 情報共有システムで扱う工事関係書類の処理

情報共有システムで扱う工事関係書類については、掲示板機能、発議書作成機能及びワークフロー機能により処理するものとする。なお、情報共有システムで扱う工事関係書類については、関係する共通仕様書で定義する「書面」として認めるものとする。

3-4 情報共有システムで扱う工事書類の整理

受注者は、情報共有システムで扱う工事関係書類について、受発注者が閲覧・検索を容易にできるよう種別毎にフォルダ分けを行い整理するものとする。

3-5 現場事務所等での使用

- (1) 現場事務所等で使用する端末は、受注者のセキュリティ対策を施したものとする。
- (2) 現場事務所等で端末を使用する場合は、保管方法や事務所等の施錠方法を定め、盗難対策を徹底させるとともに、休日、夜間は現場事務所等に端末を保管したままにしないものとする。また、端末を移動させる場合は、利用者の手元から離さないようにしなければならない。

3-6 データバックアップ体制

受注者は、サービス提供者が行うデータバックアップとは別に、情報共有システムで取扱うデータのバックアップを行わなければならない。

3-7 工事完成後のデータの取扱い

受注者は、サービス提供者との契約が終了するまでに、情報共有システム上の全てのデータが消去される時期についてサービス提供者に確認するものとする。

3-8 情報共有システムで扱わない工事関係書類の取扱い

情報共有システムで扱わない工事関係書類については、従来どおり紙により提出するものとする。

4 検査における工事関係書類の取扱い

情報共有システムで扱う工事関係書類の検査（工事完成検査・出来形部分確認検査・中間検査）は、パソコンやプロジェクター等を用い電子データ（以下「電子検査」という。）で行うものとする。なお、電子検査を行う際に必要となるパソコンやプロジェクター等の機材については、発注者が準備するものとする。

また、情報共有システムで扱わない工事関係書類の検査は、従来どおり紙により行ってもよい。

5 契約図書等の記載例

別表4 契約図書等の記載例による。

工事の情報共有システム活用要領の機能と要件

	機 能	要 件
1	工事基本情報 管理機能	(1) システムへの直接入力にて工事基本情報を登録できる。 (2) 登録した工事基本情報を修正、削除、参照できる。 (3) 登録した工事基本情報を発議書類作成機能等で利用できる。 (4) 工事实績情報システム（コリンズ）ファイルの登録内容を取り込み、工事基本情報として利用できる。
2	掲示板機能	(1) 受発注者間で交換・共有する情報（以下、「記事等」という。）を登録・削除・閲覧できる。 (2) 記事等には、タイトル、登録者名、登録日時等を管理できる。 (3) 記事等に対して、返信コメントを登録できる。 (4) 記事等には、書類、図面、写真等の電子ファイルを添付できる。 (5) 記事等には、閲覧可能な利用者の範囲を設定できる。 (6) 同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事で登録された記事等をツリー構造等で一覧表示できる。 (7) 同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事で記事等を一括して登録、修正、削除できる。 (8) ログイン時に、担当する工事に関する未読の記事等のタイトル一覧を表示できる。 (9) 記事等のタイトル、登録者名、登録日時から、記事等を検索できる。
3	発議書類作成 機能	(1) 工事関係書類（ http://www.pref.kumamoto.jp/ki_ji_1836.html ）を作成、修正、削除できる。 (2) 作成時に必須項目に未記入があった場合は、エラーメッセージを表示できる。 (3) 工事基本情報が、工事関係書類の入力フォームに反映できる。 (4) 以前作成した工事関係書類の記載内容を利用して、新たに別の工事関係書類の作成ができる。 (5) 作成中の発議書類は、一時保存することができる。 (6) 一時保存した発議書類を修正・削除できる。 (7) 発議書類には、書類、図面、写真等の電子ファイルを添付できる。
4	ワークフロー 機能	(1) システム内で電子により決裁処理ができる。 (2) 最終処理・回答日を設定できる。 (3) 発議書類の承認履歴、現在の承認状況等を一覧表示により確認できる。 (4) 同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事の発議書類の承認履歴及び現在の承認状況等を一覧表示できる。 (5) 一覧には、工事名、タイトル、承認・閲覧状況等を表示できる。 (6) 一覧表示した情報を絞り込み表示、並べ替えできる。 (7) 承認者 ^{*1} 及び閲覧者 ^{*2} （以下、「承認者等」という。）の選択及びワークフローの順番が設定できる。 (8) 発議者 ^{*3} は発議書類に対する説明等のコメントを付与することができ、承認者等

		<p>がコメントを確認することができる。</p> <p>(9) 発議者は、承認者等に対し電子メールで発議を通知することができる。</p> <p>(10) 承認者は、発議文書に対し承認、差し戻し^{※4}を行うことができる。</p> <p>(11) 差し戻しは、発議書類の発議者または前の承認者に対して行うことができる。</p> <p>(12) 承認者は、処理・回答内容欄を含む工事関係書類について、処理・回答内容を入力できる。</p> <p>(13) 承認者は、発議書類に対する所見等をコメントとして登録でき、発議者及び他の承認者等が確認できる。</p> <p>(14) 承認者は、発議者に対し電子メールで承認、差し戻しを通知することができる。</p> <p>(15) 決裁中の工事関係書類が差し戻し等により修正等となった場合には、修正日や修正内容等が履歴として表示できる。</p> <p>(16) 単純な書類の入力ミス等に対応できるように、決裁が完了した工事関係書類については、発議日や最終処置・回答日を修正することができる。</p> <p>(17) 発議書類の承認履歴を電子データ等で出力できる。</p>
5	書類管理機能	<p>(1) 工事関係書類をフォルダ分けして、体系的に管理できる。</p> <p>(2) 工事書類は、フォルダを指定して登録できる。</p> <p>(3) フォルダは適宜追加、修正、削除することができる。</p> <p>(4) 工事関係書類は、分類、日付等により検索、並べ替えし、一覧表示できる。</p> <p>(5) 工事関係書類を閲覧できる。</p> <p>(6) ファイルを指定してファイル出力できる。</p> <p>(7) 工事関係書類を一覧表として Excel、CSV 等の形式でファイル取得でき、資料として活用できる。</p>
6	工事関係書類出力機能	<p>(1) 登録した工事関係書類は、外部媒体にフォルダ構成、ファイル名を保持したまま、一部または全部をファイル出力できる。</p>
7	スケジュール管理機能	<p>(1) 個人の予定を登録、修正、削除、参照できる。</p> <p>(2) 同一システムを利用する監督職員が、担当する複数または全ての工事について、それらの工事を担当する複数または全利用者の予定を1画面に統合して参照できる。</p> <p>(3) 同一システムを利用する監督職員が、担当する複数の工事で予定を一括して登録、修正、削除できる。</p>
8	システム管理機能	<p>(1) 利用者ごとにID、パスワード、メールアドレス、使用できる機能及び権限等を登録、変更、削除することができる。</p> <p>(2) 複数の工事を担当する監督職員は、同一のID、パスワードによりログインすることができる。</p>

※1 発議された工事関係書類について承認をする者をいう。

※2 発議された工事関係書類について閲覧をする者をいう。

※3 工事関係書類をワークフロー機能に登録した者をいう。

※4 発議された工事関係書類が承認できない場合に、書類を発議者または前の承認者にその理由とともに返却することをいう。

別表 2

情報共有システム利用環境推奨

項目	条件
通信回線	ADSL (1.5Mbps) 以上
ブラウザ	Internet Explorer、Firefox、Google Chrome 及び Safari 等で発注者のセキュリティポリシーを満足するもの
OS	上記ブラウザが表示可能なもの
ディスプレイ	1024×768 以上が表示可能なもの
スマート端末	Android4.0 以上、iOS7.0 以上

別表 3

情報共有システムセキュリティ要件

項目	条件
1. アプリケーション、共通の対策	(1) アプリケーション、プラットフォーム、サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器、通信機器、ネットワーク稼働状況、障害を監視し、異常を検知できること。 (2) 定期的に脆弱性診断を実施し、また、脆弱性に関する情報を定期的に収集し、パッチによる更新を実施できること。
2. 暗号化	(1) ID 及びパスワードを通知する際、暗号化が実施されること。暗号化ができない場合、ID 発行時に暗号化が行われない旨を利用者に通知されること。 (2) 暗号化のアルゴリズムは、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」(総務省、経済産業省 平成 25 年 3 月 1 日) に記載されたいずれかのものであること。 (3) 情報共有システムと利用者との通信は、SSL3.0/TLS1.0 以上で暗号化されること。
3. アクセス制御	工事帳票等システム内のデータが不当に消去、改ざんされないように、アクセス制御が実施されること。
4. ネットワーク	(1) ファイアウォール、リバースプロキシの導入等により外部及び内部からの不正アクセスを防止することができること。 (2) フィッシング等を防止するため、サーバ証明書の取得等の必要な対策を実施できること。
5. 物理的セキュリティ	サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、重要な物理的セキュリティ境界 (カード制御による出入口、有人の受付等) に対して個人認証システムをも用いた入退室管理が実施される部屋に設置されること。
6. その他	(1) サーバ・ストレージ、情報セキュリティ対策機器等は、地震、火災、雷、停電に対する対策が施された国内の建物に設置すること。またデータのバックアップを行い、地震等発生によるデータの破壊等に対応できる体制をとること。 (2) 運用管理端末について、使用するファイルのウイルスチェックを行う、許可されていないプログラムのインストールを行わせない等セキュリティを考慮する。 (3) この他、導入する組織が求めるセキュリティ要件を満足すること。

契約図書等の記載例

項 目	記 載 例
1. 特記仕様書	<p data-bbox="453 344 839 378">第 条 情報共有システム</p> <p data-bbox="485 389 1238 423">本工事は、情報共有システムを利用する工事である。</p> <p data-bbox="472 434 1414 562">(1) 情報共有システムは、工事施工中の発注者、受注者間でやりとりする文書・図書を電子化して共有し、情報の有効活用を図るものである。</p> <p data-bbox="472 573 1414 745">(2) 情報共有システムの利用は、「工事の情報共有システム活用要領」によるものとする。ただし、本工事における情報共有システムの利用に係る費用（登録料及び使用料等）は、共通仮設費率計上分（技術管理費）に含まれる。</p> <p data-bbox="472 757 1385 884">(3) 情報共有システムを利用することを原則とするが、最終的な利用の可否については受発注者間協議により決定することができる。</p>